

復興交付金事業計画

計画名称 南相馬市復興交付金事業計画
計画策定主体 南相馬市、福島県
計画期間 平成23年度～平成27年度
計画区域 南相馬市内のうち小高区塚原、小高、大井、福岡、岡田、角部内、女場、村上、蛭沢、井田川、下浦、浦尻、東町地内、鹿島区烏崎、南海老、北海老、南右田、北右田、大内、西町、角川原地内、原町区大町、泉、上渋佐、下渋佐、萱浜、雫、小浜、江井、小沢、本町地内 詳細は別添図面のとおり ※計画区域、区域の現況及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。

計画区域における震災による被害の状況

(1) 概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による地震と津波により、特に津波被災地域において、市民の生命と財産、産業施設、歴史的・文化的財産、海岸堤防や道路、上下水道などのインフラ等が被害を被った。更に、市内全域において福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染、警戒区域等の設定などにより、多数の住民が避難を余儀なくされ、また経済活動に支障が生じている。

(2) 人的被害（平成 24 年 1 月 10 日現在）

死 者 640 人
行方不明者 7 人
負 傷 者 59 人（重傷者 2 人、軽傷者 57 人）

(3) 住家被害（平成 23 年 8 月 26 日現在）

家屋被害は、全世帯 23,898 世帯のうち、被害世帯数は沿岸部の 1,635 世帯。
うち、全壊 1,162 世帯、大規模半壊 102 世帯、半壊 242 世帯、床下浸水 111 世帯。

(4) 津波浸水面積（平成 23 年 4 月 8 日現在）

津波被害は、総面積 398.5k m²のうち、沿岸部 40.8k m²。

(5) 市内居住人口

南相馬市の市域が、福島第一原子力発電所の事故により警戒区域、緊急時避難準備区域（平成 23 年 9 月 30 日解除）、計画的避難区域、特定避難勧奨地点に設定され、多くの市民が避難を余儀なくされている。

震災前 71,494 人（2/28 時点）の居住人口は、3 月末時点で 1 万人程度まで減少し、多くの市民が避難する状況となった。9 月 30 日に緊急時避難準備区域が解除されるなどにより、徐々に回復している（40,765 人（9/26 時点）⇒43,124 人（1/5 時点））ものの、市内居住者は震災前の 4 割は戻っていない。

(6) その他

本市における被害の状況については、別紙のとおり。

震災の被害からの復興に関する目標

震災の被害からの復興に関する目標（南相馬市復興計画策定（平成23年12月21日）より）

＜スローガン＞ 心ひとつに 世界に誇る 南相馬の復興を
市民がひとつになって元気と笑顔を取り戻し、未来を拓く子どもたちが郷土を愛し夢と希望を抱く、新たな価値を創造する世界に誇れる南相馬を実現する。

＜基本方針＞

- ① すべての市民が帰郷し 地域の絆で結ばれたまちの再生
被災で避難している市民が地元に戻り、それまで育まれてきた絆（地域コミュニティ）の中で市民一人ひとりの生活基盤を再建します。
- ② 逆境を飛躍に変える 創造と活力ある経済復興
震災により甚大な被害を受けたが、この逆境に負けずに、地元産業の再生ひいては新たな活力を創造する経済の復興を目指します。
- ③ 原子力災害を克服し 世界に発信する安全・安心のまちづくり
地震、津波、原子力災害を受け、原子力に依存しない安全・安心のまちづくりを推進するため、あらゆる英知を結集し、市民が主役となる南相馬の復興を世界に発信します。

＜土地利用の基本的な考え方＞

- ① 津波被害から人命を守ることを第一に考え、防潮堤・海岸防災林等の多重防潮機能による適切な防災・減災対策を講じます。
- ② 津波被害を受けた住宅地の移転は、安全な高台や市街地周辺および市街地内に確保し、「誰もが暮らしやすく快適なまち」を目指します。
- ③ 津波被害を受けた農地については、農用地として再生する一方、農地以外として海岸防災林や再生可能エネルギー基地、工業団地として利活用を図ります。
- ④ 福島第一原子力発電所事故をきっかけに、原子力発電に依存しない再生可能エネルギーによりエネルギーの地産地消と安全・安心なまちづくり、新たな産業振興を促す機能の導入を目指します。
- ⑤ 市民が親しみを持つ海岸風景の再生、市民憩いの場としてのレクリエーション施設等の整備を行い、自然と共生した環境の創造を目指します。

＜南相馬市環境未来都市構想における将来に向けた目標＞（平成22年12月22日選定）

- ① 電力の自立採算・持続ができる地域
省エネ社会への展開
- ② 生涯現役で元気に暮らすことのできる仕組みづくり
コミュニティの回復・強化
ユニバーサルデザインの推進
- ③ 地域産業の一端を担う循環型一次産業の創造
安定的な雇用の創出
新たな産業の創造

対象事業の詳細 様式 1-2、1-3、1-4、1-5

基金設置の有無・基金設置の時期

☒ 有 (基金設置主体: 県・南相馬市) / 無 ()

(基金設置の時期: 平成 24 年 3 月)

※該当を ☐ で囲んで下さい

復興ビジョン、復興計画、復興プラン等 別紙※

※特定市町村又は特定都道県が独自に、域内の復興に関する構想、そのために必要となる施策等を取りまとめた文書を作成している場合には、その文書を添付してください。

南相馬市復興計画

(<http://www.city.minamisoma.lg.jp/mpsdata/web/5118/keikakukouhyou.pdf>)

南相馬市環境未来都市構想

(<http://futurecity.rro.go.jp/boshu/>)

福島県復興計画

(<http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/fukkoukeikaku01.pdf>)